

中野市勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、勤労者の住宅建設を奨励するため、長野県労働金庫から住宅建設資金の融資を受けて住宅を取得した勤労者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、中野市補助金等交付規則（平成30年中野市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「勤労者」とは、職業の種類を問わず、事業主に雇用される者をいう。

(成果の指標)

第3条 当該補助事業に係る規則第19条第3項に規定する指標は、住宅を取得した勤労者の増とする。

(交付対象者)

第4条 利子補給金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、長野県労働金庫から融資を受けて自ら居住する住宅（延べ面積155平方メートル以下のものに限る。）を市内に新築した者又は新築後1年を経過しない住宅を購入した者とする。

(利子補給金の額)

第5条 利子補給金の額は、交付対象者が住宅を建設又は購入するため長野県労働金庫から融資を受けた額（融資総額が1人について200万円を超えるときは200万円とする。）に対し、融資を受けた日から3年間に発生する利子総額に相当する額の10分の2以内の額とする。

(利子補給金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の申請書及び規則第10条の実績報告書は、中野市勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 住宅建設資金貸付証明書（様式第2号）
 - (2) 融資金償還表（様式第3号）
 - (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項に規定する建築確認通知書の写し及び設計図の写し。ただし、購入にあつては購入を証するもの
- 2 前項の申請は、住宅を新築又は購入した翌年の1月31日までにを行うものとする。

(補助金交付の請求)

第7条 規則第13条の規定による交付請求は、中野市勤労者住宅建設資金融資利子補給金交付請求書（様式第4号）により行うものとする。

(届出の義務)

第8条 利子補給金の交付を受けた者は、融資を受けた日から3年以内に利子補給金の交付対象となった融資又は住宅について、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、遅滞なくその内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 融資を受けた日から3年以内に支払う利子総額等が、交付申請書の記載と異なることとなったとき。

(2) 住宅を第三者に譲渡したとき。

(3) 住宅を滅失したとき。

(交付決定の取消し及び交付額の変更)

第9条 市長は、前条に規定する届出がされたときは、直ちに内容を調査し、必要に応じ、利子補給金の交付取消し又は利子補給金交付額の変更の措置を講じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。